

■環境配慮設計 [II.2.(1)関係]

[II.2.(1)関係]

- プラスチック製容器包装・製品の製造事業者やブランドオーナー（設計決定者）が取り組むことが求められる環境配慮設計の基本的事項を整理した指針を示し、事業者による環境配慮設計やそのための業界単位での設計の標準化などを促す

■リデュースの徹底 [II.1.関係]

- ワンウェイの容器包装・製品の設計決定者が取り組むべき環境配慮設計の基本的な事項を整理した指針を示す
- 小売・サービス事業者等に対してワンウェイの容器包装・製品について、使用の合理化を図るため、消費者の意思確認の徹底や代替素材への転換など事業者が取り組むべき措置を示し取組を求め、消費者の行動変容を促す

■家庭からのプラスチック資源の回収・リサイクル [II.2.(2) (i)関係]

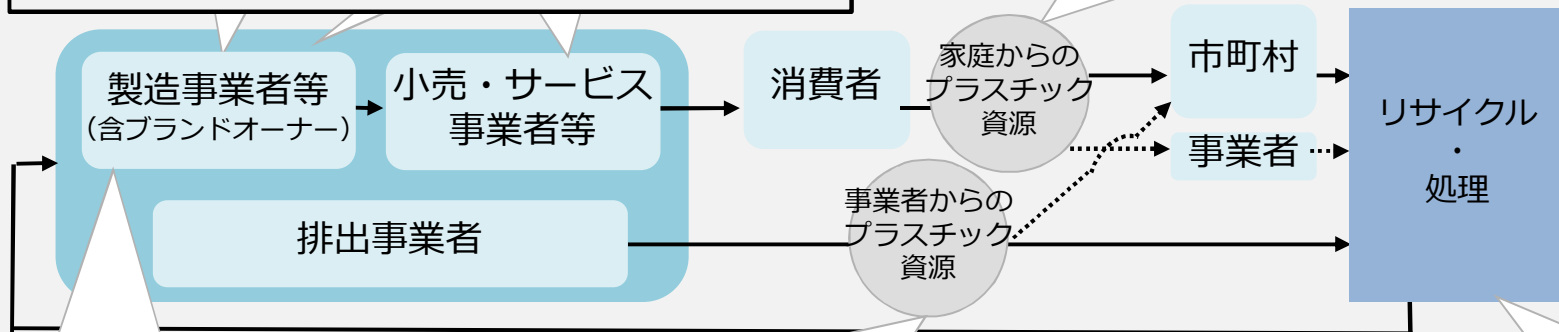
(市町村による分別回収)

- 容器包装と製品を容器包装リサイクルルートを活用してまとめてリサイクルできるような措置
- プロセス全体でコストが低減し、リサイクルに支障がない場合には、選別工程を一体的に運用が行えるよう合理化のための措置
- 分別努力に応じた市町村に対するインセンティブ等を通じて、分別収集体制を全国的に整備

(事業者による自主回収)

- 事業者が自ら製造・販売した容器包装・製品に加え同種のものも含めたプラスチック資源を円滑に自主回収・リサイクルすることを可能とする措置
- 事業者が実施する回収量向上策を支援

ライフサイクル全体での現在の主なフロー



■分野横断的な促進策 [II.4.関係]

[II.4.関係]

- 消費者の理解・協力の促進
- 企業・地方公共団体による先進的取組の展開
- ESG金融による取組の後押し
- 政府の率先的・基盤的な取組

■再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用促進 [II.3.関係]

- 再生素材について、政府率先調達等による需要喚起、業界における認証整備等の支援 等
- バイオプラスチックについて、導入ロードマップを策定し、これに基づく施策を展開

■事業者からのプラスチック資源の回収・リサイクル [II.2.(2) (ii)関係]

- 排出事業者に対し、プラスチック資源の排出抑制や分別・リサイクルの徹底、体制整備、情報発信等、取り組むべき措置を示し取組を求める
- 排出事業者がリサイクル事業者と連携し、自らが分別・排出するプラスチック資源を円滑に高度リサイクルすることを可能とする措置
- 事業者（例えば小規模店舗等）から排出されるプラスチック資源を市町村が回収する場合には、家庭から排出されたものとまとめてリサイクルできる環境を整備 等

■効率的な回収・リサイクル基盤整備 [II.2.(2) (iii)関係]

- プラスチック資源の性状に応じた最適な手法の選択が可能となるよう技術開発と社会実装に向けたインフラ整備を支援
- リチウムイオン電池等のプラスチック資源への異物混入対策 等